

令和6年6月18日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小林	克嘉
2番	梢	正美
3番	表谷	茂浩
4番	中谷	松助
5番	福田	晃悦
6番	南	正紀
7番	寺井	強
8番	堂下	健一
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稲岡	健太郎
副町長	庄田	義則
教育長	間嶋	正剛
町参事兼総務課長	山下	光雄
富来支所長	吉村	満
企画財政課長	村井	直
デジタル情報課	三野	善明
税務課長	中田	龍一
住民課長	横田	義浩
子育て支援課長	東山	和憲
健康福祉課長	宮下	隆
環境安全課長	上滝	達哉
商工観光課長	福田	秀勝
農林水産課長	前田	稔

まち整備課長	山内 勉
富来病院事務長	笠原 雅徳
会計管理者(会計課長)	平野 雅巳
学校教育課長	藤井 専
生涯学習課長	大島 信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井 徹
議会事務局参事	飯田 一也
議会事務局次長	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 承認第16号ないし第30号及び議案第43号ないし第52号並びに請願第1号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 同意第1号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 委員会提出 発委第1号及び第2号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第5 議員提出 発議第3号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 承認第16号ないし第30号及び議案第43号ないし第52号並びに請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 承認第16号ないし第30号及び議案第43号ないし第52号並びに請願第1号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された専決処分の承認5件と議案1件について、去る14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、承認第21号 専決処分の承認について（志賀町税条例の一部を改正する条例）については、「地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震により、住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を、令和6年度分の個人住民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例措置や、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するにあたり、その個人住民税の税額控除に係る規定の追加、土地 固定資産税の負担調整措置等の延長に伴う改正など、所要の改正を行ったもの」との説明を受け、全会一致で承認すべきものと決しました。

委員からは、減税見込み額や、対象人数について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、承認第22号 専決処分の承認について（志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例）ないし承認第24号 専決処分の承認について（志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）については、「関係法令等の改正に伴い、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、承認第26号 専決処分の承認について（志賀町行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める省令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日が「令和6年5月27日」と定められたため、所要の改正を行ったもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第51号 志賀町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例については、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空家等対策を強化するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された専決処分の承認1件、議案3件、請願1件につきまして、去る12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、承認第25号 専決処分の承認について（志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、「地方税法施行令等の一部改正に伴い、軽減判定所得の算定方法が見直しされたため、所要の改正を行ったもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第49号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「関係法令等の改正に伴い、所要の改正を行うもの」との説明を受け採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、「厚生労働省令の改正に伴い、地域包括支援センター職員の配置基準について、これまでの配置基準を原則とした上で、

地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるように緩和するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、広域連合の処理する事務のうち関係市町において行う事務の内容を変更する必要があるため、広域連合規約を変更するにあたり、地方自治法第291条の11の規定により、構成市町の議会の議決が必要となるもの」との説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 「学費値上げに反対し、高等教育無償化を求める意見書採択に関する請願につきましては、紹介議員から趣旨説明を受け、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和5年度補正予算に係る専決処分の承認5件並びに令和6年度の補正予算に係る専決処分の承認4件及び議案6件の計15件について、去る13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありまして、審査の経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、議案第43号 令和6年度一般会計補正予算（第3号）について、賛成多数、他の14件については、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、本委員会の審査において出された意見や要望など

を十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、1日も早い震災からの復旧と被災者の生活支援を図り、これからも安心して住み続けられる志賀町を目指した復興に向けて、議会と共にご尽力いただきますよう求めまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第49号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第50号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第52号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、について、いずれも反対の立場から討論を行います。

なお、討論のための登壇は一回のみですので、続く請願第1号 学費値上げに反対し、高等教育無償化を求める意見書採択に関する請願については、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第49号並びに議案第50号につきましては、いずれも地域包括支援セ

ンター職員の配置基準について、人材確保が困難になっている状況を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とすることに基づいた条例改正です。

確かに、人材確保が困難な状況はあります。しかし、それには理由がありまして、やはり、労働条件、処遇、待遇が決して良いとは言えず、本来の魅力と安心のある介護環境になっていないという事です。そういった事の大もとにあるのは、介護に対する国の姿勢です。今、これが問われていると思います。

具体的には国が事業所に支払う介護基本報酬の引き下げではなく底上げを、国が決めているケアワーカーの給与アップ等の処遇改善を求め、町独自の特別手当等の創設で介護事業活動そのものを地域経済を支える重要基幹産業として位置付けて魅力あるものにしてゆく、それをなさずして、小手先の配置基準緩和では益々介護サービスの質の低下や、職員の多忙化につながってゆきかねません。

財源は、不安をあおるミサイルなどの買い入れのお金を増やすのではなく、安心を確保する介護関係にお金をまわして欲しいと思います。

よって、地域包括支援センター職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とすることに基づいた2件の議案について、反対とさせていただきます。

次に議案第52号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、であります。

この議案は、現状の紙の保険証を無くしてゆく、その第一歩と言える規約改正の案件です。

そもそも紙の保険証とマイナ保険証の選択は任意となっています。それを事実上、強制のマイナ保険証一本にしようというもの、今の紙の保険証のどこが不便なのか全く感じません。とても良く出来ていまして、安心です。

それをなくす事は、強いては、今まで築き上げてきた国民皆保険制度そのものを壊しかねない国の任務放棄だと思います。

武見厚生労働大臣は、6月4日の会見で「保険証は安心のシンボル」だとお認めになっています。

ならばなぜ強制するのか、やはり黙っていたら強行するという事でしょうか。で、あるなら、どちらでも選択出来るように、紙の保険証を今のまま残して頂きたい、その立場から議案第52号には反対とさせていただきます。

次に請願第1号 学費値上げに反対し、高等教育無償化を求める意見書採択に関する請願について、であります。

大学の授業料は国立大学で年間約56万円、私立大学で平均95万円という高い学費。学生の約2.5人に1人が奨学金という名の借金を背負い、アルバイトをしないと学生生活が成り立たない事態。入学金も重い負担です。学生は「お金の心配なく、勉学に集中したい」と、切に願っています。

そんな中、岸田政権のもと、さらなる授業料値上げの議論がはじまっています。政府の高等教育に対する考え方は、受益者負担とあって、「自分にとっての学びなのだから、自分で負担しなさい」というものです。

しかし、受益者は社会です。これからは担う若者が学ぶことは社会にもいい影響を与えるはずで、社会が若者の勉学を支えるべきです。多くのヨーロッパの国々は、そういうスタンスに立っています。いつでも、誰でも、お金の心配なく学べることを人権として確立する。そんな国になればいいなと思うものであります。

したがって、学費の値上げではなく、逆に値下げして、ゆくゆくは高等教育は無償にしていく。財源は不安をあおる軍事費のアップではなく、教育予算のアップに回し、安心と希望を拓いてゆく、そのために請願第1号 学費値上げに反対し、高等教育無償化を求める意見書採択に関する請願には賛成とさせていただきます。

以上、議員各位におかれましては、社会保障を充実させる立場で、若者を支える立場で3議案と請願につきまして、慎重なるご決断を賜りますようお願いを申し上げます、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ほかにありませんか。

討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第 16 号 専決処分の承認について（令和 5 年度志賀町一般会計補正予算（第 13 号））を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 11 名）

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第 17 号 専決処分の承認について（令和 5 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））ないし承認第 20 号 専決処分の承認について（令和 5 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号））を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第 21 号 専決処分の承認について（志賀町税条例の一部を改正する条例）ないし承認第 26 号 専決処分の承認について（志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第 27 号 専決処分の承認について（令和 6 年度志賀町一般会計補正予算（第一号））を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 11 名）

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第 28 号 専決処分の承認について（令和 6 年度志賀町一般会計補正予算（第 2 号））を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 11 名）

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第 29 号 専決処分の承認について（令和 6 年度志賀町水道事業会計補正予算（第 1 号））及び承認第 30 号 専決処分の承認について（令和 6 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号））を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の両件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

両件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第 43 号 令和 6 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号）について」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 44 号 令和 6 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についてないし議案第 48 号 令和 6 年度志賀町下水道事業会計補正予算(第二号)についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 49 号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 50 号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 51 号 志賀町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 52 号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 9 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第 1 号 学費値上げに反対し、高等教育無償化を求める意見書採択に関する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について、採決します。

本請願は、原案のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

福田晃悦議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第 3 町長追加提出 同意第 1 号 提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第 1 号 志賀町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

福田晃悦議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

去る6月4日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた案件について、ご説明申し上げます。

同意第1号 志賀町農業委員会委員の任命については、農業委員会委員13名の任期が本年7月31日をもって満了するにあたり、新たに委員13名を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質疑、委員会付託、討論省略)

福田晃悦議長 お諮りします。

同意第1号につきましては、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

お諮りします。

本件は、同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

日程第4 発委第1号及び第2号(趣旨説明・質疑・討論 採決)

福田晃悦議長 次に、本日、議会運営委員会委員長 櫻井俊一君から提出のありました

発委第1号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則について及び発委第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを、一括して議題とします。

両案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一議会運営委員会委員長 はい、議長。

ただいま議題となりました委員会提出議案 発委第1号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきであるとの提言を受け、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うものであります。

次に、委員会提出議案 発委第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてにつきましても、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきであるとの提言を受け、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、両案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、委員会提出 発委第1号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、委員会提出 発委第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 (趣旨説明・質疑・委員会付託・討論 採決)

福田晃悦議長 次に、本日、富澤軒康君ほか10名から提出のありました発議第3号 能登半島地震からの復旧・復興に向けた提言に関する決議についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

10番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

発議第3号 能登半島地震からの復旧・復興に向けた提言に関する決議について、趣旨説明をいたします。

光陰矢の如し。発災から半年余りになろうとしています。あっという間の169

日が過ぎ去りました。

まだ避難所には多くの被災者が不自由でやるせない生活を虐げられていますし、被災した住居で、いつまたくるかわからない地震に怯えながら生活されている方々も多々見受けられます。

復旧復興に迅速な対応を求めています、暗いトンネルの中で出口を探せどその明かりさえ全く見えず、ただただ立ち止まり、いつになったらこの場から出る事が出来るのか不安を抱えつつ右往左往し、途方にくれているのが今の現状であります。またそして被災者の心境であると私はそう感じております。

その様な中で志賀町議会は先月 15 日熊本県益城町へ志賀町の将来像を求め、視察研修に行ってきました。

ご存知のようにこの益城町は平成 28 年 4 月に震度 7 の地震を立て続けに 2 度経験し、壊滅状態となった町であります。

その益城町の町長が去る 5 月 8 日に本町を訪問し、町長をはじめとする町執行部に対し短い時間ではありましたが、激励と復旧復興についてのアドバイス等々で、いろいろな面での情報共有をしたというふうに聞いています。これまたなによりであると思います。

町長はこの激励を受け、町民の為に一刻も早く復旧復興を成し遂げなければならぬという、心新たにしたことと、私はそういうふうに思っております。

この益城町では発災から間もない内に 21 回以上にもわたる復旧復興について、地区別住民説明会及び意見交換会や、各種団体や仮設住宅団地での意見交換会、若者世代を対象としたワークショップ、全世帯を対象としたアンケート調査などを実施し、それこそ多くの町民の意見を丹念に拾い上げ、それらを復興計画に取り入れて、決して後ろを振り返ることなく一步一步ではありますが、復興が進んで行ったそうであります。

その復旧復興の過程で生まれたのが、町当局の協力・サポートからなる各校下単位での町づくり協議会であります。発災から 8 年が経過した現在でも、この協議会が稼働し、そこで出された意見等々を集約し、それらを具現化し、その後の町づくりが進められているとのことであります。

まさに町民主体による町民に寄り添った形での復興再建が成された・成されているのが実態であったかとそう感じた次第であります。

町長がこの度の視察研修に、災害対応であまりにも忙しく、議会と同行出来なかったのは非常に残念ではありますが、やはり現場百遍、百聞は一見にしかずと云うように、復興した現場を自分の目で見て確かめ、それらを肌で感じ、益城町長及び担当課から色々な事例説明を聞き、そこから志賀町の復旧・復興に移行するためのヒント・施策、参考にすべく事柄を必ず見出すことが出来たのではないかとそう強く実感した次第であります。

今から提出する提言であります、これは稲岡町長が議会議員の時、議会改革活性化特別委員会委員長として、「選ばれし議会人は、議会内だけに決して閉じこもっては何の進歩も成長も無し、議員の本分である町民の代弁者としての役割をもっと果たさなければいけない」ということで、議会から外に出て各種団体や町民と話し合い、そこから町づくりの施策・意見等々を拾い集め、町へしっかりと提案提言をしていくことこそ議員の本分である。それゆえの提言であるという道筋を作り、それが各常任委員会へも波及し、常任委員会から町当局へ数々の提言書を提出したことは記憶に新しい事と思います。

今まさにこの演壇に立って趣旨説明を行って思うことは、提言書提出の中心を担ってきた当時の委員長は今では真逆の立場でこの提言書を受け取る立場になろうとは不思議な縁を感じるところでありますし、また皮肉なものだというふうにも感じております。

それゆえにこの提案書の意味合いと意義深さを十分理解していただける首長であると私はそう確信をしています。

今回の視察で今、本町が必要とする理念、施策について多くを問い、多くを学び、初期の目標をしっかりと達成し、大変有意義な視察研修でありました。益城町のごとく町の復旧・復興が町民全体による、町民のための復興となるよう、次の通り提言いたします。

今後、議会は町民のための復興が成されるよう、被災者の方の声を漏れなく拾い上げ、執行部に提言を行うと伴に、互いに協力しながら、その職責を果たしていきます。

それでは提言書を読み上げます。

1 町民に寄り添った町民のための復興

町民目線に立ち、直接、繰り返して町民の意見を聞き、その意見を反映した復

旧・復興に取り組むこと。

支援が全地域、全町民に隔たりなく行き届くよう、地域の被災状況に応じた復旧・復興に取り組むこと。

震災前の生活が取り戻せるよう、町民の声を最優先し、従来の地域コミュニティが形成できる仮設住宅や災害公営住宅の建設を早期に取り組むこと。

2 町民と協働による復興

復旧・復興には従来からの地域やコミュニティの維持が必要不可欠であり、自助、共助、近助の仕組みとして地域における住民組織の設立をサポートすること。

3 人的資源の活用による復興

地域の組織や各団体などと連携を図り、全町一体となった共助に取り組み、一日も早い復興に努めること。

4 将来を見据えた積極的な復興

「今後も住み続けられる、住みたくなる町」の復興将来像を実現するため、積極的な復旧・復興事業に取り組むこと。

5 災害に備える復興

今回の被災経験を十分に踏まえ、避難道路等の多重化や強靱化、住居や店舗等の耐震化支援に取り組むこと。

6 復興にかかる財源確保

国、県と連携をより一層密にし、復興の財源を確保するとともに、本町の課題を漏れなく拾い上げ、それぞれに応じた復興策を推進するため、町独自の復興基金の創設に取り組むこと。

以上について、町当局に対し提言することを決議するものであります。

議員各位におかれましては提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本案の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

それでは、議員提出 発議第 3 号 能登半島地震からの復旧・復興に向けた提言に関する決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、ただ今、可決された発議第 3 号の決議にもとづき、提言書の提出を行います。

向井徹議会事務局長 それでは発議第 3 号の決定に基づく提言書の提出を行います。

議長並びにお受けいただく稲岡町長は演壇前にお進みください。

福田晃悦議長 先ほど趣旨説明のとおり、能登半島地震からの復旧・復興について、先ほど全議員の決議をもって提言書を提出いたします。

この提言を踏まえ、町の復旧・復興が町民主体による、町民のための復興となるよう、議会として強く求めます。

よろしく願いいたします。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 今ほどの提案者の熱い思い、そして議会からの思い、執行部としてしっかりと受け止めました。

復興に向けては長い長い道のり、長い年月が必要となります。執行部だけでももちろんやっていこうとは思っておりません。議会の皆様方のお力もお借りして、そして町民皆様方の声を拾い上げる、そのようにして計画を進めていきたい、そう改めて決意を申し上げたいと思います。

今志賀町では復興計画、進めております。完成した暁にはきめ細かな地域を回って皆様方と対話し、いろいろな意見をいただきながら、そして軌道修正、ブラッシュアップしていきながら計画を進めていく、そのように思っておりますし、願わくば、私が議員として行っていた議会フォーラムを議員の皆様、議会の皆様でも開催していただいて、我々が汲み取り切れない皆様方の意見をくみ上げるその手助けをしていただければ大変ありがたいと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

共に頑張っていきましょう。

日程第6 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ

んか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和6年第2回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時00分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第13号
委員会審査報告書について

- 2 議長報告第14号
閉会中の継続調査について

- 3 議長報告第15号
入札結果調書について
(令和6年6月5日 4件)

- 4 議長報告第16号
陳情書について
(ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出を求める陳情)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 梢 正 美

志賀町議会議員 表 谷 茂 浩